

大磯町立の中学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例  
を廃止する条例

大磯町立の中学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（令和4年大磯町条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年8月30日提出

大磯町長 池田 東一郎